

令和2年5月13日作成

広報ひこね5月15日号の表紙（1ページ）の「新型コロナウイルス感染症に関する相談先」内において、相談の目安を掲載していますが、帰国者・接触者相談センターへの相談の目安が、次のとおり変更されていますので、お知らせします。

■ご相談いただく目安について

次の症状がある場合は、すぐに「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

（これらに該当しない場合の相談も可能です）

・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の**強い症状**のいずれかがある

・**重症化しやすい方**（※）で、発熱や咳等の**比較的軽い風邪の症状**がある

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

・上記以外の方で、発熱や咳等、**比較的軽い風邪の症状が続く**

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐ相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です）